

処 分 の 概 要	農業経営改善計画の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項
法令(例規)番号	昭和55年法律第65号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 40 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 30 日</p> <p>処分機関 10 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 農務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第12条の2第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が合名会社又は合資会社である場合にあつては、農地法第2条第7項第2号トに掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、農地法第2条第7項第2号トに掲げる者の有する議決権の合計が総株主又は総社員の議決権の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>2 法第6条第6項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとする</p>

	ときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	農業経営改善計画の変更の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第12条の2第1項
法令(例規)番号	昭和55年法律第65号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 40 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 30 日</p> <p>処分機関 10 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 農務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第12条の2第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農業生産法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が合名会社又は合資会社である場合にあつては、農地法第2条第7項第2号トに掲げる者(当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。)の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、農地法第2条第7項第2号トに掲げる者の有する議決権の合計が総株主又は総社員の議決権の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>2 法第6条第6項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)が農業経営改善計画が前項第2号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。</p>

	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	種馬鈴しょ生産者の登録
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 第3条
法令(例規)番号	昭和27年条例第67号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 農務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(登録の資格)</p> <p>第1条の2 生産者登録を受けようとする者は、次に掲げる要件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 種馬鈴しょの生産に適したほ場を有すること。</p> <p>(2) 経営畑面積おおむね1ヘクタール以上で、かつ、種馬鈴しょ作付計画面積10アール以上であること。</p> <p>(3) 種馬鈴しょの栽培において4年以上の輪作を行い得ること。</p> <p>(4) 種馬鈴しょの栽培について3年以上の経験がある者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者であること。</p> <p>(5) 過去1年以内において条例第10条各号のいずれかに該当する違反行為のない者であること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>農業振興地域整備計画の変更に係る申出（編入・除外）に対する決定</p>
<p>法令（例規）名及び 根 拠 条 項</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律 第13条第1項・第2項</p>
<p>法令（例規）番号</p>	<p>昭和44年法律第58号</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>総日数 日（美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く）</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 日</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>経済部 農政グループ 計画担当</p>
<p>審 査 基 準 の 内 容</p>	<p>（農業振興地域整備計画の基準）</p> <p>第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。</p> <p>2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。</p> <p>3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。</p> <p>(1) 集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの</p> <p>(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地</p> <p>(3) 前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地</p> <p>(4) 第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地</p> <p>4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。</p> <p>5 農業振興地域整備計画のうち第8条第2項第6号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。</p>

	<p>(農業振興地域整備計画の変更)</p> <p>第13条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第1項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第9条第1項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至ったときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。</p> <p>(1) 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。</p> <p>(2) 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>(3) 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>(4) 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>(5) 当該変更に係る土地が第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。</p> <p>3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第1項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>4 第8条第4項及び第11条(第12項を除く。)の規定は市町村が行う第1項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第9条第2項及び第11条第12項の規定は都道府県が行う第1項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第12条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第2項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	<p>公告縦覧中の案件がある場合は、期間終了後でないと新たな公告縦覧ができな いため、標準処理期間を設定することは困難である。</p>

処 分 の 概 要	農用地区域内における開発行為の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2第1項
法令(例規)番号	昭和44年法律第58号
標 準 処 理 期 間	総日数 50 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 20 日 処分機関 30 日
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 計画担当
審 査 基 準 の 内 容	申請について次の各事項を検討し、これに該当する場合は許可しない。 第1 開発行為の目的 開発行為により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合。 (1) 開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、その用途が固定化される場合。 なお、農用地区域内にある土地を現状のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であって、当該開発行為により設けられる工作物(建築物を除く)の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除去することができる場合は除く。 (2) 開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合。 第2 開発行為に係る被害防除措置 1 開発行為に係る土地の周辺の農用地等において、耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす場合。 開発行為により土砂の流出、崩壊、洪水、いっ水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下を生ずるおそれがある場合等。 2 開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす場合。 (1) 開発行為により農業用排水施設が損壊される場合。 (2) 開発行為により農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合。 (3) 開発行為により農業用排水施設に過大な水が流入して農地等にいっ水する場合。 第3 工事計画の確実性 1 申請者が当該開発行為を有する行為能力を有していない場合。 (1) 申請者が個人にあつては、未成年者及び成年被後見人等の場合。 (2) 申請者が法人にあつては、その事業目的が定款又は寄附行為等により定められた業務の範囲に適合しない場合。 2 申請書記載の工事計画を完遂する見込みがない場合。 資金計画等からみて申請書記載の内容どおり工事が施工される見込みがな

	<p>い場合。</p> <p>3 開発行為を行うことに関し、他の法令による許可又は認可等を要する場合に、その許認可等の見込みがない場合。</p> <p>4 その他、工事計画の確実な施行を妨げるおそれのある場合。</p> <p>第4 その他 農業振興地域の整備に関する法律全体の趣旨に反すると認められる場合</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	美幌みらい農業センターの使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌みらい農業センター条例 第7条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第47号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ みらい農業センター担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 町長は、農業センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他農業センターの管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	美幌みらい農業センター市民農園の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌みらい農業センター条例 第7条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第47号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 50 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 50 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ みらい農業センター担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 町長は、農業センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他農業センターの管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	美幌みらい農業センター使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌みらい農業センター条例 第9条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第47号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ みらい農業センター担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第9条</p> <p>3 町長は、公用又は特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	美幌みらい農業センター使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌みらい農業センター条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第47号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ みらい農業センター担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第12条第3項の規定により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(3) 公益上又は農業センターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	